

令和5年3月改訂

Q&A 会社税務事例 300 選【追録】

## 令和5年度税制改正における 改正点について

令和5年度改正により、本書に掲載されている内容に関連する次のような改正がありました。ご注意ください。

### 【第21章消費税】関係

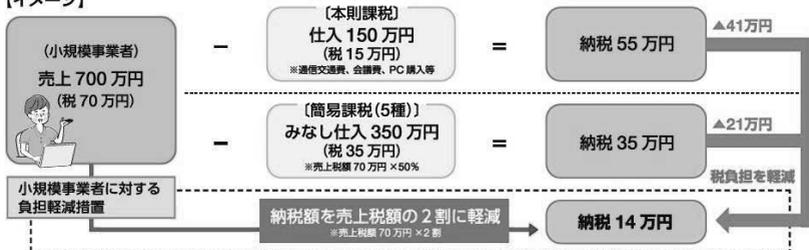
#### ○インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

##### ①小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者が適格請求書発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間講じられました。

※ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合が対象とされます。

#### 【イメージ】



(資料：財務省 HP)

※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出は求められず、申告時に選択適用できます。

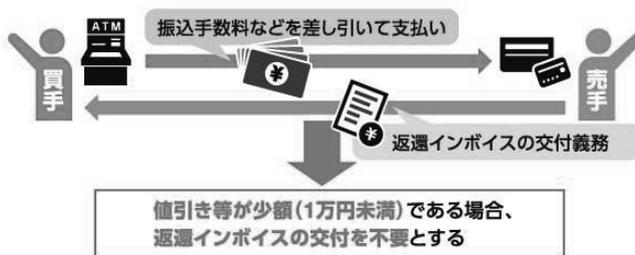
## ②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

基準期間（前々事業年度）における課税売上が1億円以下である事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、1万円未満（税込価額）の課税仕入れについて、適格請求書（インボイス）の保存がなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除をすることができることとされました。

※ 基準期間における課税売上が1億円超であったとしても、前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上が5,000万円以下である場合は、特例の対象とされます。

## ③少額な返還インボイスの交付義務の見直し

少額な値引き等（1万円未満〔税込価額〕）については、適格返還請求書（返還インボイス）の交付が不要とされました。



(資料：財務省 HP)

## ④登録申請の柔軟化

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限（令和5年3月31日）後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないとされました。

【第 26 章電子帳簿保存法】関係

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の改正

- ① 電子取引データを保存要件に従って保存することができなかったことにつき相当の理由がある場合の事業者等に対する新たな猶予措置が講じられました。

・電子取引データの出力書面による保存で代替できる宥恕措置は、適用期限（令和 5 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止されます。

改 正

・相当の理由があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようになれば、保存要件は不要として、電子取引データの保存を可能とすることとされました。

- ② 電子取引データの保存要件について、保存義務者がその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者が次のとおりとされました。

イ	その判定期間における売上高が 5,000 万円以下（改正前：1,000 万円以下）である保存義務者
ロ	その電子取引データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限ります。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

※ ①及び②の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引について適用されます。

## (2) スキャナ保存制度の改正

スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、次のとおり更なる要件の緩和措置が講じられました。

①	記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことが不要となりました。
②	スキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存が不要となりました。
③	帳簿との相互関連性を求める書類が重要書類に限定されました。

※ 重要書類：資金や物の移動に直結・連動する書類（契約書、領収書、請求書等）



(資料：財務省 HP)

※ 令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。